

## 有料老人ホームありがとう中種子 運営懇談会実施要領

### （目的）

第1条 株式会社PRO（以下「当社」という）が運営する「有料老人ホームありがとう中種子」（以下「当施設」という）の運営において、入居者の積極的な参加を促し、外部の者等との連携により透明性を確保するとともに、入居者の要望および意見を運営に反映させることを目的として、運営懇談会（以下「懇談会」という）を設置する。

### （構成）

第2条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

施設長

管理者

入居者

入居者の家族（入居者が要介護者等の場合はその身元引受人等）

第三者的立場にある学識経験者、民生委員等

### （開催）

第3条 懇談会は、年2回以上、定期的で開催するものとする。ただし、管理者が必要と認めるとき、または入居者等の要望があるときは、臨時懇談会を開催することができる。

### （周知および参加への配慮）

第4条 管理者は、懇談会の開催にあたり、あらかじめ日時、場所、議題を入居者および家族に周知し、必要に応じて参加できるよう配慮しなければならない。

### （報告および説明事項）

第5条 管理者は、懇談会において次に掲げる事項を定期的に報告し、説明を行うものとする。

入居者の状況（入居率、介護度の推移、事故等の発生状況と対策等）

サービスの提供状況（日々の生活支援、行事、アクティビティの実施状況等）

管理費、食費その他の入居者が当社に支払う金銭に関する収支等の内容

その他運営に関する重要事項

### （要望・意見の反映）

第6条 当ホームは、懇談会において入居者等から出された要望および意見について誠実に検討し、可能な限り運営に反映させるよう努めるものとする。

（議事録の作成・保管）

#### 第7条

管理者は、懇談会の開催ごとに議事録を作成し、これを5年間保管しなければならない。

議事録の要旨は、施設内への掲示、または書面の配布により、入居者および家族に対して速やかに周知するものとする。

（秘密保持）

第8条 懇談会の構成員は、懇談会を通じて知り得た入居者およびその家族等の個人情報について、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（附則）

本要領は、令和6年3月1日より施行する。

本要領は、令和6年4月1日に施設名称変更に伴い改訂する。